

令和 8 年度

「e スポーツ・バーチャルスポーツが心身に及ぼす影響に関する
調査研究及びスポーツ安全ワーキンググループの運営事業」

仕 様 書

令和 8 年 10 月 23 日

スポーツ庁健康スポーツ課

1 事業名

令和8年度「eスポーツ・バーチャルスportsが心身に及ぼす影響に関する調査研究及びスポーツ安全ワーキンググループの運営事業」

2 業務実施（委託契約）期間

契約を締結した日～令和9年3月31日（水）

3 成果物

（1）eスポーツ・バーチャルスportsが心身に及ぼす影響に関する調査研究に関する成果物

ア 文献調査・ヒアリング調査報告書 20部（A4版）

報告書は紙媒体のほか、電子媒体（PDF及びMicrosoft Word形式やMicrosoft Power Point形式等編集可能なファイル）によって納品すること。

イ 文献調査・ヒアリング調査報告書概要（電子媒体）

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

ウ 周知用パンフレット・チラシ（電子媒体）

周知用に作成したパンフレット（冊子形式）とチラシ（両面カラー、A4サイズ）は、電子媒体によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

（2）「スポーツ安全ワーキンググループ」の運営に関する成果物

ア スポーツ安全に関する取組状況及び現場の課題に係る把握・分析結果レポート

イ ワーキンググループの議事録

ウ ワーキンググループの報告書

（ワーキンググループにおける検討結果等をまとめたもの）

4 納品期限

令和9年3月26日（金）

5 納品場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎7号館
スポーツ庁健康スポーツ課（東館13階）

6 事業内容

スポーツ庁では、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一

人の人生や社会が豊かになることを目指し、国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築するという目標を掲げている。

こうした中、令和7年6月に改正されたスポーツ基本法第24条の2において、情報通信技術を活用したスポーツ（いわゆるeスポーツ）が位置付けられたこと等を踏まえ、（1）を実施する。

また、スポーツ基本法第14条において、スポーツ事故の防止等に資するため、スポーツの実施のための環境の整備が示され、令和8年1月に、「運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会」において「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」（以下「ガイドライン」という。）をとりまとめた。運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会報告書において、ガイドラインの実施状況の評価等のための有識者会議の開催が望まれること等を踏まえ、（2）を実施する。

（1）eスポーツ・バーチャルスポーツが心身に及ぼす影響に関する調査研究

次に掲げる「ア 調査研究の趣旨と目的」を踏まえ、eスポーツ・バーチャルスポーツが心身の健康に与える影響について、その正の効果及び負の影響の双方を客観的かつ科学的な観点から把握するため、国内外の文献調査及び有識者・関係者へのヒアリングを実施し、調査研究を行う。

ア 調査研究の趣旨と目的

eスポーツ・バーチャルスポーツは、近年、若年層を中心に普及が進むとともに高齢者の身体機能や認知機能の維持・向上、地域コミュニティの形成、孤独・孤立対策等を目的とした活用も広がっている。また、令和7年6月に改正されたスポーツ基本法第24条の2において、情報通信技術を活用したスポーツ（いわゆるeスポーツ）が位置付けられ、その機会の充実とともに、eスポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮すること等が示されたところである。このような状況を踏まえ、eスポーツ・バーチャルスポーツについては、身体機能・認知機能や精神面への影響、人とのつながりや社会参加への寄与など、心身及び社会的側面における様々な効果が期待されている。

その一方で、世界保健機関（WHO）が国際疾病分類第11版（ICD-11）において「ゲーム行動症（Gaming Disorder）」を位置付けているほか、長時間のプレーに伴う生活習慣や視機能及び精神面への影響、身体活動量の低下、座位時間の増加など、心身の健康に対する懸念も指摘されている。このため、eスポーツ・バーチャルスポーツが心身の健康に与える影響について、その正の効果及び負の影響の双方を客観的かつ科学的な観点から把握することが重要である。

本事業は、国内外の学術論文、調査研究及び関連資料等を収集・分析し、eスポーツ・バーチャルスポーツが心身の健康に与える影響に関する科学的エビデンスを体系的に整理するとともに、年齢層や実施環境等に応じた健康上の留意点について調査研究を行うことにより、eスポーツ・バーチャルスポーツの安全かつ適切な実施及び今後の施策立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。

イ 文献調査

eスポーツ・バーチャルスポーツが心身に及ぼす影響に関する取組等について、国内外の先行研

究等をレビューし、その結果に基づいて整理を行う。整理する際の項目については、実施計画書において具体的に提案を行うこと。なお、実際の項目については、契約締結後、必要に応じて各領域の有識者に諮ったうえで決定する。

(ア) 収集対象資料：国内外の査読付き論文、国際機関レポート、海外政府資料、競技団体等の報告書等

(イ) 整理項目：対象、年齢、eスポーツ・バーチャルスポーツの種目（分類）、研究デザイン、エビデンスレベル、得られた知見 等 ※経済、産業領域は含まない。

(ウ) 心身への影響の分析

以下の観点から、eスポーツ・バーチャルスポーツが心身に及ぼす正の効果及び負の影響について整理・分析を行うこと

- ・身体的影響（睡眠、疲労、感覚器系への影響（視覚等）、筋骨格系への影響、フレイル、身体活動 等）
- ・精神心理的影響（依存症、メンタルヘルス、認知機能、集中力、ウェルビーイング 等）
- ・社会的影響（コミュニケーション、社会参加、孤立・孤独、チームワーク 等）
- ・リスク及び留意事項（長時間プレー、不健康行動、座位行動、ハラスメント 等）

(エ) 報告書記載事項：健康保持増進への活用可能性、留意すべきリスク、エビデンスが不十分な領域、今後必要な研究テーマ、政策的示唆の整理 等

(オ) 文献の選定及び評価方法

PRISMA 等の考え方を参考として、文献の検索データベース、検索式、対象、期間、採否基準及び除外基準を明らかにするとともに、可能な限り体系的な手法により文献を収集・整理すること。また、収集した文献について、研究デザイン、対象者数、その他の研究の質に関する観点を踏まえた評価を行うこと。

(カ) 調査研究の対象範囲

以下の内容を踏まえ、スポーツ庁と協議の上、決定する。対象を整理する際は、身体活動の強度や身体活動量による区分等を用いることなどを想定する。

○バーチャルスポーツとは

「明確な定義は難しいが、一般的に、ネット環境に接続されたスポーツ器具や周辺機器等を使って仮想空間でスポーツを行うことや、スポーツを題材としたコンピューターゲームをプレーすることなどを指すことが多い。」

○eスポーツとは

「一般社団法人日本eスポーツ協会の定義によれば、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。」

「国際オリンピック委員会（IOC）は、1)Physical sports games（体験をゲームに取り込む技術を用いた実際の身体的動作を求めるスポーツ競技）、2)Simulated sports games（電子的なプラットフォームでバーチャルに行われるスポーツ競技）、3)Esports games（オリンピックの価値を尊重し、eスポーツ及びゲームのコミュニティとともに広め関わっていくeスポーツ競技）の

3つに分類している。」

引用：バーチャルスポーツ(e スポーツ)とまちづくり研究会、バーチャルスポーツ、e スポーツの推進にあたっての考え方(提言)p. 2-3

ウ 有識者・関係者ヒアリング

(ア) 実施目的

文献調査の妥当性及び網羅性を確保するとともに文献調査のみでは把握が困難な現場の実態や課題、国内外の最新動向等について有識者及び関係者へのヒアリングを実施する。

(イ) 実施時期

ヒアリングは、調査研究の各段階において実施することを基本とする。

調査研究の着手段階においては、文献検索の対象範囲、検索式、整理項目、分析の視点、その他調査設計に係る事項について有識者及び関係者から意見聴取を行い、その結果を文献調査の実施方法に反映すること。

また、文献調査の実施期間中においては、調査の進捗状況や中間的な知見について有識者及び関係者から意見聴取を行い、必要に応じて調査内容の見直しや追加調査を実施すること。

さらに、文献調査及び分析の終了後においては、調査結果の妥当性、政策的示唆及び今後必要な研究課題等について意見聴取を行い、その結果を最終報告書に反映すること。

(ウ) 対象者

ヒアリング対象者については、調査研究の目的に照らして適切な者を選定することとし、例えば、医学・公衆衛生、精神保健・依存症及びスポーツ科学の研究者、e スポーツ関係団体、大会運営事業者、教育関係者等を想定している。なお、具体的な対象者及び実施方法については、担当部局と協議の上決定すること。

(エ) ヒアリング事項

ヒアリングにおいては、e スポーツ・バーチャルスポーツによる健康上の課題や安全確保に関する取組、国内外の制度・ガイドライン等の動向、現場で認識されている課題及び好事例、今後求められる研究課題等について情報収集を行うこと。

(オ) 実施及び運営

受注者は日程調整、開催案内の送付、質問事項及び説明資料の作成並びに資料の事前送付を行った上で、ヒアリングを実施すること。

ヒアリングの記録を作成するとともに、結果を速やかに取りまとめること。また、ヒアリング結果については文献調査で得られた知見との比較・分析を行い、その内容を最終報告書に反映すること。なお、ヒアリングは文献調査の進捗を踏まえつつ実施することを基本とする。

(カ) 実施形式等

ヒアリングは対面又はオンライン形式により実施することとし、実施回数及び対象者数については、調査研究の目的を達成するために必要な規模（少なくとも5名以上）を提案すること。必要な謝金及び旅費については、本事業経費として計上すること。

(キ) 成果物の作成

受注者は、ヒアリング結果を整理し、以下の成果物を作成すること。

- ・各回の議事録又はヒアリング記録
- ・配付資料一式
- ・ヒアリング結果のとりまとめ資料

(ク) 納入期限

配付資料一式については、各ヒアリング実施日の2営業日前までに提出すること。議事録又はヒアリング記録及びヒアリング結果のとりまとめ資料については、実施後14営業日以内に提出すること。

エ 主管課との打ち合わせ

調査研究の実施に当たり受注者と主管課は、2週間に1回（1回2時間）の頻度で本事業に係る打ち合わせを行うこととする（開催時間・頻度・時期は主管課と協議して決定する）。受注者は、文献調査及びヒアリングの進捗状況並びに中間的な結果について主管課へ報告し、必要に応じて調査内容の修正を行うこと。なお、事業の進捗管理上、令和9年2月中旬頃を目途として文献調査及び中間のヒアリングを概ね終了し、調査結果の整理及び分析を進めることを想定している。

(2)「スポーツ安全ワーキンググループ」の運営

ア ワーキンググループの趣旨と目的

令和7年度に「運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会」を設置し、スポーツ関係団体、有識者及び関係省庁等の協力を得ながら、運動・スポーツ中の安全確保に関する現状及び課題の整理並びに安全確保のために共通して取り組むべき事項について検討を行った。

本事業においては、前年度の検討結果を踏まえつつ、運動・スポーツ中の安全確保に係る取組状況及び現場の課題の把握・分析等を行うため、「スポーツ安全ワーキンググループ」を開催する。受注者は、「スポーツ安全ワーキンググループ」の円滑な運営を支援するため、スポーツ庁と連携しながら、ワーキンググループの運営に必要な各種業務を実施すること。

イ ワーキンググループの構成員の人数及び実施回数

1回あたり2時間とし、最大2回開催する（開催時間・頻度・時期は主管課と協議して決定する）。ワーキンググループの構成員・準構成員（以下「構成員等」という。）は、有識者及びスポーツ関係団体15名以上を想定するが、主管課との協議により決定すること（開催回数及び構成員等の数については、主管課との協議により、今後変更する可能性がある。）。

ウ 主な業務内容

ワーキンググループの運営に当たり、受注者は以下の業務を行うこと。

- (ア) 日程調整、出席確認、開催案内通知等の各種連絡
- (イ) 会場確保（原則、文部科学省内の会議室を想定しているが、文部科学省内の会議室確保が難しい場合、主管課と協議のうえ、受託者において都内近郊の会場を確保する。会場の使用料が必要な場合には、受託者が委託費の中から支払う。）
- (ウ) 会場設営（マイク、飲料水等会議に必要な物品の手配を含む。会議に必要な物品について、

費用が発生する場合には、受託者が委託費の中から支払う。)

- (エ) 論点整理・資料作成（これに伴い必要となる構成員とのやり取りや関係者へのヒアリング等含む。）
- (オ) ワーキンググループ報告書の作成（ワーキンググループの議論内容及び調査結果を整理する）
- (カ) 議事録の作成（原則として、ワーキンググループの開催日から3営業日以内に主管課に原案を提出し、主管課の確認後、1週間で各構成員に確認を行う。）
- (キ) その他、ワーキンググループの円滑な運営に必要な業務

なお、ワーキンググループは対面若しくはオンライン形式、又は両者を組み合わせたハイブリッド形式で開催できるよう対応すること。

エ 成果物の作成

受注者は、ワーキンググループにおける議論の内容を整理し、以下の成果物を作成すること。

- ・各回の議事録及び議事要旨
- ・配付資料一式
- ・ワーキンググループにおいて整理された論点及び検討結果のとりまとめ資料

納入期限：ワーキンググループの配布資料一式については、各会議当日の2営業日前まで。議事録及び議事要旨、とりまとめ資料については、各会議終了後14営業日以内。

7 謝金・旅費

ヒアリング対象者や構成員等への旅費・謝金の支払い（受託者が委託費の中から支払うこととし、諸謝金の支払いが発生する場合は文部科学省が定める諸謝金等使用基準、旅費の支払いが発生する場合は旅費法等に定める規定に準ずるものとする。支払いの際は法令に基づき源泉徴収を適正に行うこと。（構成員等以外に、会議の運営上必要と認められる者を出席させた場合には、構成員等と同様の扱いとする。））

なお、ヒアリング対象者や構成員等への旅費・謝金の額は、以下の金額を参考に参考見積書、入札金額の積算をすること。

- ・謝金（税抜）：@14,600円／日
- ・旅費（税抜）：@18,000円／日

※上記の単価を基に、以下を前提とし積算すること。

- ・ワーキンググループ：委員20名、2回開催、原則対面
- ・ヒアリング：ヒアリング対象者5名（うち対面2回）

※旅費の単価については、参考見積書、入札金額の積算作成時の概算額として使用するものであり、実際は実費精算とする。

8 事業規模

事業規模は22,000,000円（税込）を上限とする。

9 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ア 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- イ 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ウ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- エ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- オ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 本事業内容について、全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。〕
- 1-1-2 周知用資料が具体的に提案されており、より周知・啓発に資するものであれば、その内容に応じて加点する。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 文献調査や成果検証の方法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、実現性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば、その内容に応じて加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- 2-1-1 過去に運動・スポーツ等に係る文献調査や調査研究等、類似の研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。〔人員・設備がより手厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕
- 2-2-2 本事業に関わる幅広い知見及び人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば、その内容に応じて加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に運動・スポーツ等に係る文献調査や調査研究等、類似の研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定）、又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニー認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6

項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10 検査

発注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

12 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」欄の合計額を比較する。
- ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

14 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託

費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16 その他

- (1) 本業務に当たっては、業務の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。